

産業廃棄物収集運搬業許可申請書 記載例

※これはあくまで「記載例」です。

事業の内容に応じて記載してください。

(第1号)

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

*（記載例）・・・記載する内容は判りやすく記入すること。

排出事業者（〇〇社他△〇社）から収集運搬の委託を受けた産業廃棄物（汚泥他〇〇品目）を、廃棄物処理法の収集運搬基準に従って適正に処分業者の〇〇△社まで運搬する計画である。

（排出事業所ごとに運搬先が異なる場合は、その事業所、運搬先毎に記載すること。）

（特別管理産業廃棄物の収集運搬においては、廃棄物処理法施行令第6条の6第1号に規定された「あらかじめ文書で通知する」内容についても記載すること。）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	10 m ³ /月	泥状	(株)〇〇舗装(八代市 〇〇町〇〇)	該当なし	(株)〇〇産廃(熊本市北区〇 〇町〇-〇)
2	燃え殻	5 m ³ /月	粉粒	県内焼却炉設置 事業所	同上	(有)〇〇産業(宇土市〇〇町 〇〇)
3	がれき類	50 t/月	固形	(有)〇〇建設(八代 市〇〇町〇〇) 他3社予定	同上	(株)〇△リサイクル(宇城市〇〇町 〇〇)
4	ガラスくず、 コンクリート くず及び陶磁 器くず	20 t/月	同上	同上	同上	同上
5	廃プラス チック類	20 t/月	同上	同上	同上	同上
	石綿含有産業廃棄物	0.5 t/月	同上	同上	同上	(株)〇〇産廃(熊本市北区〇 〇町〇-〇)
	自動車等破砕物	1 t/月	同上	(株)〇△リサイクル(宇城 市〇〇町〇〇)	同上	同上
	水銀使用製品 産業廃棄物	0.1 t/月	同上	県内各病院等	同上	(株)〇△リサイクル(宇城市〇〇 町〇〇)
	水銀含有 ばいじん等	0.5 t/月	泥状 粉粒	(株)〇〇 〇〇工場 (宇城市〇〇町)	同上	同上

備考

・取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

・「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破砕物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」については、別行に記載すること。

・「予定運搬先の名称及び所在地」には、運搬先である中間処理業者又は最終処分業者が、申請する品目を取り扱える（許可がある）か許可証等で確認の上、処分業者の名称及び所在地を具体的に記載すること。

(第2号)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付 コンテナ専用車	熊本100 あ 〇〇-〇〇	3,850	自社	
2	キャブオーバ	熊本100 い 〇〇-〇〇	7,700	自社	
3	タンク車	熊本400 う 〇〇-〇〇	2,800	自社	
4	ダンプ	熊本100 え 〇〇-〇〇	8,800	自社	積載物は、土砂等 以外のものとする
5	以下余白				
※車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載がある場合は、比重の大きい「がれき類、鉋さい、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の運搬には使用できないので注意すること。					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	宇城市〇〇町〇〇1234番地 ※ 付近の見取図を添付すること。				
駐車場の所在地	宇城市〇〇町〇〇9876番地（地番9876-1、9876-2） ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
蓋付きドラム缶	汚泥、燃え殻、 自動車等破砕物	200ℓ	5缶保有 1日1缶使用予定		
コンテナバッグ	粒子が小さく嵩張る廃棄物 石綿含有産業廃棄物	1m ³	50枚保有 1日5枚使用予定		
運搬用シート	飛散・落下防止用	2m×5m	車両1台につき1枚保有		
専用コンテナ (緩衝材)	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光灯)	20ℓ	5個保有		
※運搬用シートも運搬容器の一つとして記載し、カラー写真を添付すること。					

(3) 積替施設又は保管施設の概要

該当なし（積替え又は保管行為は行わない）

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

*（記載例）・・・記載する内容は判りやすく記入すること。

(1) 車両毎の用途

①申請する産業廃棄物の「がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、燃え殻」は、次の車両を使用する。

・・・使用する車両の登録番号を書く・・・

②申請する産業廃棄物の「木くず、汚泥、廃プラスチック類、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物」は、次の車両を使用する。

・・・使用する車両の登録番号を書く・・・

※車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載がある場合は、比重の大きい「がれき類、鉦さい、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の運搬には使用できないので注意すること。

(2) 収集運搬を行う時間

原則として、午前9時から午後5時（休憩1時間）までとする。

(3) 休業日

土曜日、日曜日及び国民の祝祭日

(4) 従業員数

次の表のとおり

従業員数の内訳

〇〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

＊（記載例）・・・具体的に実施する内容を判りやすく記入すること。

（1）運搬に際し講ずる措置（記載例）

収集運搬に際しては、次のことを遵守して運搬する。

- ①積載した産業廃棄物の落下防止や粉じん等の飛散防止のため、ダンプなど車両の荷台に直接産業廃棄物を載せて運搬を行う場合には、必ず防水加工等を施した丈夫なシートを張って運搬する。
- ②産業廃棄物の種類に応じた運搬車両の選定は適正に行い、過積載による交通事故や環境汚染等が発生しないようにする。
（注）「土砂等禁止車両（深ボディダンプ）にがれき類等の比重の大きい産業廃棄物の積載は禁止する」等を明記することも必要である。
- ③早朝や夜間に運搬車を使用する場合には、長時間のアイドリングやエンジンの空ふかしなど、周囲の住宅等へ迷惑を掛けないよう配慮する。
- ④運搬車の洗車は、洗車設備のある場所にて行い、汚水は適正に排水処理して排出する。
- ⑤石綿含有産業廃棄物については、変形または破断しないように原形のまま積み込み又は荷降ろしを行う。シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行い、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して運搬する。
- ⑥水銀使用製品産業廃棄物については、…（使用する容器や具体的な運搬方法を書く）…等、破損防止の措置をとり、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して運搬する。
- ⑦水銀含有ばいじん等については、…（使用する容器や具体的な運搬方法を書く）…等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置をとり、他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して運搬する。

（2）積み替え保管施設において講ずる措置（記載例）

積み替え保管の許可は、申請（又は許可を有していない）していないので行わない。

（3）その他（記載例）

＊ この欄には、運搬車が事故を起こし、**産業廃棄物を飛散させるなど問題を起こした際の対応方法等**について**必ず記載してください**（●は少なくとも記載が必要と考えられるもの）。

①事故時の対応方法

●警察・消防等への連絡、けが人や人命救助等の措置について

②事故後の処置方法

●二次被害拡大防止、飛散した廃棄物があれば速やかに回収し現状回復することなどについて

●排出業者・搬出予定の処分業者、必要に応じて保健所や循環社会推進課への連絡について

③連絡体制など

●社内の連絡体制について

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	熊本100 あ 〇〇-〇〇
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> <p>撮影 〇〇年〇〇月〇〇日</p>

(第6号-2)

車 両 の 使 用 承 諾 書

* (記載例)

〇〇年〇月〇日

借用者 (乙) *申請者と同一の
住所: 住所・氏名とすること
氏名:

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

貸出者 (甲) *車検証の所有者若しくは
住所: 使用者とすること
氏名: (記名押印又は署名) 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

乙が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うに当たり、下記の車両を乙が収集運搬車両として使用することを承諾します。

なお、この期間中、甲は当該車両を使用しないことを誓約します。

記

1. 借用する車両の登録番号

*車両の登録番号 (ナンバー) を記入すること

***他人が所有又は使用する運搬車両のみをもって収集運搬業の許可申請を行うことは認めていないので注意すること。**

2. 借用期間

〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで

(第7号)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	蓋付きドラム缶	用途	燃え殻、汚泥、自動車等破砕物
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	粒子が小さく嵩張る廃棄物 石綿含有産業廃棄物
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

(第8号)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	20,500	
土地	購入費 5,000	
事務所1	造成費 2,500	建設費 5,000
事務所2	造成費 1,500	建設費 3,000
収集運搬車両	購入費 2,000	
積替保管施設	造成費 2,000	建設費 4,000
調 達 方 法	自己資金	5,000
	借入金	15,500
	○×銀行	15,500
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること 新たな資金調達がない場合も、その旨記載のうえ添付すること。		

(第9号)

資産に関する調書(個人用)

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券	(株)○×の株式	1,000株	
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
そ の 他			
資 産 計			38,100
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500

(第10号)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

*提出する年月日を記入すること。
〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

申請者

住所 熊本県宇城市〇〇X丁目XX番XX号

氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

* (記載例)

この書式は、申請者自ら及び役員等が廃棄物処理法に規定する「欠格要件に該当しない」ことを誓約する書類です。法人の場合は「代表者印」を、個人の場合は「許可申請時の印」を必ず押印してください。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (抜粋)

※第14条 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※第7条 (略)

2～4 (略)

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）

で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
リ～ル (略)

(第11号)

事務所・**事業場**の付近の見取図

* 半径 2 km 程度の見取図を記入してください。

* (記載例)

申請者の事務所及び事業場の付近の見取図を作成してください。

作成方法は、申請者の事務所又は事業場を中心に半径 2 km 程度の見取図で、作成は目標となる建物等を明示しながら作成してください。

なお、市販の地図を使って作成しても構いません。

(第12号)

車庫の見取図

*各寸法（単位は「m」）を記入してください。

*（記載例）

会社等の敷地全体を描き、その中で車庫の位置を明示し、車庫の形状を記載してください。

また、事業所の敷地が広くこの書面に描くのが困難な場合は、独自で作成された図面等を使用されても構いません。

（注意）図面には、車庫及び敷地内の主な建物の寸法を記入してください。

(第12号-2)

土地の使用承諾書

* (記載例)

年 月 日

借用者 *申請者と同一の住所・氏名
住所: とすること。
氏名:

貸出者 *登記事項証明書記載の
住所: 土地の所有者とすること
氏名: (記名押印又は署名) 印

貴社（あなた）が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うに当り、下記の所有地を貴社（あなた）に収集運搬車両の車庫として使用することを承諾します。

記

1. 借用する土地の所在地

*地番まではっきり記入してください。

2. 借用期間

年 月 日から 年 月 日まで

*期間は5年以上としてください。

(注意)

この書式は、収集運搬車両の車庫を他人から借用する際の使用承諾書の見本です。

なお、**借用地の土地の登記事項証明書の提出が別途必要**です。